

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

和歌山市人事委員会



和市人委第 1 8 1 号

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

(2 0 2 5 年)

和歌山市議会議長 芝 本 和 己 様

和 歌 山 市 長 尾 花 正 啓 様

和歌山市人事委員会

委員長 田 中 祥 博

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告

1	職員の状況	1
2	民間給与等の調査	1
3	職員と民間従業員との給与比較	4
4	生計費	5
5	人事院の報告及び勧告	5
6	むすび	5

別紙第2 勧告

13

資料

1	職員給与関係	15
2	民間給与関係	21
3	生計費関係	40
4	人事院の報告及び勧告	41

(人事院勧告・報告の概要)

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与、その他職員の給与等を決定する諸条件について継続的に調査・研究を行っている。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態について把握するため、「令和 7 年職員給与等実態調査」を実施した。

職員の総数は、2,253 人であり、その従事する職務の種類に応じて、それぞれ行政職給料表、教育職給料表、消防職給料表、医療職給料表、福祉保健職給料表の 5 種 7 給料表の適用を受けている。

このうち民間給与との比較を行っている一般行政職の職員の数 は 1,352 人、平均年齢は 42 歳 1 月、学歴別構成比は大学卒 78.7%、短大卒 6.8%、高校卒 14.5% である。

また、一般行政職の職員の本年 4 月における平均給与月額 は、給料 334,944 円、扶養手当 9,806 円、地域手当 17,924 円、その他の手当 16,799 円、合計 379,473 円である。（資料 1 職員給与関係 第 1 表 16・17 頁）

2 民間給与等の調査

(1) 調査概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、市内における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の民間事

業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した59事業所について、人事院、和歌山県人事委員会等と共同で「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び医療関係、教育関係等54職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給等の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査している。

(2) 給与比較方法の見直し

人事院は、令和7年人事院勧告において、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視するとともに、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直した。

本委員会においても、国と共通する課題を踏まえ、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする。

(3) 調査結果

令和7年職種別民間給与実態調査の主な結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で35.3%、高校卒で26.1%となっており、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で93.5%、高校卒で75.4%となっている。

一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で6.5%、高校卒で24.6%となっている。

(単位：％)

項目 学歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	35.3	(93.5)	(6.5)	—	64.7
高 校 卒	26.1	(75.4)	(24.6)	—	73.9

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は77.1%、中止した事業所の割合は0.0%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%となっている。また、ベース改定の慣行のない事業所の割合は22.9%となっている。

(単位：％)

項目 役職 段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	77.1	—	—	22.9
課 長 級	69.4	—	—	30.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.2%となっている。

(単位：％)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		91.2	91.2	22.8	10.2	58.2	0	8.8
課 長 級		83.5	83.5	15.7	7.3	60.5	0	16.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 月例給

前述の「令和7年職員給与等実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては一般行政職の職員、民間従業員にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行った。

比較の結果、較差を算出したところ職員の給与が民間給与を1人当たり平均11,850円（3.07%）下回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
398,137円	386,287円	11,850円（3.07%）

（注） 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

民間における賞与等の特別給の支給状況については、次表に示すとおりであり、所定内給与月額の4.64月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。

平均所定内給与	下半期（A ₁ ）	366,825円
	上半期（A ₂ ）	385,286円
特別給の支給額	下半期（B ₁ ）	803,346円
	上半期（B ₂ ）	943,950円
特別給の支給割合	下半期（B ₁ ／A ₁ ）	2.19月分
	上半期（B ₂ ／A ₂ ）	2.45月分
	計	4.64月分

（注） 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生計費

本委員会が総務省による家計調査を基礎として算定した、本市における本年4月の標準生計費は、2人世帯で147,212円、3人世帯で163,059円、4人世帯で178,896円、5人世帯で194,741円となっている。（資料 3 生計費関係 第16表 40頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行った。（資料 4 人事院の報告及び勧告 41頁）

6 むすび

本年の職員の給与の決定に関係のある基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、本年4月時点で比較した職員の給与が民間給与を11,850円（3.07%）下回る結果となっている状況である。

特別給（期末手当及び勤勉手当）については、職員の支給月数（4.60月）が市内民間事業所の支給月数（4.64月）を0.04月下回っている状況である。

本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与等について次のとおり取り扱う必要があると判断する。

(1) 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等

ア 給料表

給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、人材確保の観点から、初任給をはじめ若

年層等に重点を置きつつ、給料表全体の引上げ改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、年間支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、人事院の勧告に準じた改定をすることが相当である。

エ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員に対する宿日直手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

(2) 実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施する。ただし、(1)のウの期末手当及び勤勉手当については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施する。

(3) 通勤手当

人事院は、本年の人事院勧告において、職種別民間給与実態調査の結果等を踏まえ、自動車等使用者の通勤手当の距離区分ごとの手当額の改定等に言及した。本市においても、国や他の地方公共団体の動向及び本市の実情を考慮し、改定について検討する必要がある。

(4) 人材の確保

社会経済や国際情勢の急激な変化に伴い、行政の担うべき役割は一層複雑化・多様化している。しかしながら、生産年齢人口の減少、働き方やキャリア形成に対する価値観の多様化、民間企業との人材獲得競争の激化により、公務員志望者は全国的に減少傾向となっている。

本市の未来を担う優秀な人材を確保していくためには、給与面での処遇の改善や、より働きやすい勤務環境を整備することが重要であり、公務への入り口となる採用試験においても、受験者の負担軽減を図るとともに、公務職場の魅力発信などの取組をより一層進める必要がある。

本委員会では、引き続き、公務員試験対策を必要としない筆記試験の導入を拡大するなど採用試験の見直しを行っており、また、令和6年度から各部局と協力し職場見学会を新たに実施し、受験者の確保に努めている。

今後も、職員採用説明会の実施、大学や民間企業が主催する合同説明会への参加及びウェブサイト・SNSを通じた情報発信の拡充など、受験者を増やすための効果的な取組を進めていく。

任命権者においても、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、本市の実情に即した人材確保に資する給与を含む処遇面及び勤務環境の整備に関する取組について検討する必要がある。

(5) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働を是正することは、職員の幸福度を高める上で不可欠な要素である。これにより、職員の公務能率や働く意欲が向上するだけでなく、人材の確保や仕事と家庭生活の両立支援にもつながるため、組織にとって喫緊の課題である。

令和6年度においては、令和5年度比で職員の月平均時間外勤務時

間数が減少しているが、一部の職員の時間外勤務が突出している部署が見受けられる。

任命権者においては、業務量に基づいた適正な人員配置を行い、特定の所属や職員への負担集中を防ぐことが求められる。

また、所属長においては、職員の勤務状況及び業務の進捗状況を把握し、業務の簡素化や平準化に一層取り組んでいくとともに、DXを推進し、業務の自動化・省力化につながる技術を積極的に活用するなど、適切なマネジメントを行っていかねばならない。

イ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援のためには、休暇を取得しやすい勤務環境の整備が重要である。令和6年度の年次有給休暇の年間平均使用日数は、令和5年度の13.3日から13.8日へと増加しており、近年増加傾向となっている。年次有給休暇の取得は、心身の疲労回復や家庭生活の充実に繋がり、勤労意欲と公務能率の向上に寄与するものと考えられ、国においては取得単位の柔軟化などが検討されている。引き続き、年次有給休暇の計画的な取得、管理監督者の積極的な声掛けなど、休暇取得促進の取組を進めなければならない。

また、育児・介護と仕事の両立支援のため、看護休暇等の見直しや育児部分休業の取得パターンの多様化、介護が必要になった際の両立支援制度の周知の義務化など、休暇・休業制度の整備が進められている。任命権者においては、更なる勤務環境の整備のため、これらの制度が職員に広く周知され、活用できるよう、職員向けのパンフレットの充実や制度の研修を行うなど、これまでの取組を推進する必要がある。

ウ フレックスタイム制度の導入

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それらに応じた勤務環境を整備することが求められており、任命権者においては、人材確保の観点からも、職員一人ひとりが個々の事情に応じた柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制度について、国や他の地方公共団体の事例を参考にし、導入について検討する必要がある。

(6) メンタルヘルス対策の推進

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事し、その能力を十分に発揮することは、公務能率の向上や活力ある組織を維持する上で必要不可欠である。

本市においては、メンタルヘルスに関する研修や相談、ストレスチェック制度など、様々な取組を行っているところであるが、休職者のうちメンタルヘルス不調による休職者の割合が依然として大部分を占めている。

任命権者においては、今後とも、効果的な研修機会の提供や相談体制の充実、次項のハラスメント対策など、メンタルヘルス不調の予防・早期発見から再発防止までの一連の取組を組織的に進める必要がある。

(7) ハラスメント対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員の心身に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下や職場環境の悪化を招くものである。

ハラスメントの防止には、管理監督者の意識や役割が極めて重要であり、日頃から風通しの良い職場づくりを意識し、実際にハラスメントに関する事案が発生した場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

また、近年、社会的関心が高まっているカスタマー・ハラスメントについて、民間においては、本年6月の労働施策総合推進法の改正により、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられることとなっている。

任命権者においては、カスタマー・ハラスメント等から職員を守り、安心して職務に専念できる環境整備に向けて、組織的なハラスメント対策を推進していく必要がある。

(8) 高齢期職員の働き方

令和5年4月からの定年年齢の段階的引上げ（令和13年度に65歳）に伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、60歳を超える職員が様々な働き方を選択し始めているところである。

若年労働人口の減少と行政ニーズの高度化に対応するため、任命権者は、高齢期職員が知識・技術・経験を最大限発揮できるよう、適材適所の配置や役割の明確化を行うことが重要である。また、身体機能の低下が影響する可能性がある職種については、職務内容や人事管理を工夫し、高齢期職員が最大限に貢献できる環境を整備することが求められる。

—おわりに—

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものである。

民間準拠を基本として市職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると市民の支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、今後とも、勧告制度の意義、役割を十分認識して対処されることを要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

- 1 給料表については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 2 初任給調整手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 3 期末手当及び勤勉手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 4 宿日直手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、3 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

資 料

1 職員給与関係

令和7年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等の実態を把握するため、令和7年4月1日を基準日として、職員の給与等について調査したものである。

(2) 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は、調査から除外した。

【調査対象外職員】

- ・技能労務職員
- ・企業職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員

(3) 調査事項

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

ただし、再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員については、給料表別、級別職員数等の職員数のみ調査した。

なお、休職者、停職者等に対し、給与の減額等がなされている場合は、その者に本来支給されるべき給与の月額によることとした。

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区 分 給料表	職員数	平 均 給 与 月 額				
		給 料	扶養手当	地域手当	小 計	そ の 他 の 手 当
全	人 2,253	円 337,404	円 10,049	円 17,945	円 365,398	円 14,319
行政職給料表	1,456	333,485	9,524	17,805	360,814	16,312
一般行政職	1,352	334,944	9,806	17,924	362,674	16,799
教育職給料表(1)	50	379,006	8,840	19,546	407,392	18,212
教育職給料表(2)	31	380,971	20,339	21,488	422,798	31,845
教育職給料表(3)	36	376,648	6,833	20,110	403,591	21,642
消防職給料表	383	352,699	15,980	18,626	387,305	9,358
医療職給料表	4	503,168	8,375	68,213	579,756	213,000
福祉保健職給料表	293	318,089	4,440	16,144	338,673	4,766

(注) 1 教育職給料表(1)～(3)の給料には教職調整額を、医療職給料表の給料には給料の調整額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当等である。

3 構成比については、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

合 計	平 均 年 齡	平均経 験年数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
円 379,717	歳 月 41.05	年 月 19.01	% 70.9	% 12.9	% 16.2	% —	% 66.0	% 34.0
377,126	41.11	19.05	79.3	6.7	14.0	—	69.7	30.3
379,473	42.01	19.08	78.7	6.8	14.5	—	70.5	29.5
425,604	42.01	18.01	100.0	—	—	—	68.0	32.0
454,643	42.08	13.11	100.0	—	—	—	77.4	22.6
425,233	43.10	21.11	50.0	50.0	—	—	2.8	97.2
396,663	40.02	19.02	47.5	10.7	41.8	—	97.1	2.9
792,756	54.09	25.11	100.0	—	—	—	—	100.0
343,439	39.10	17.07	53.9	45.4	0.7	—	14.3	85.7

第2表 給料表別、級別職員数等

行政職給料表					一般行政職				
級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数	級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数
計	人 1,456	円 333,485	歳月 41.11	年月 19.05	計	人 1,352	円 334,944	歳月 42.01	年月 19.08
1	188	229,678	26.04	4.01	1	171	229,958	26.06	4.03
2	139	251,138	30.09	8.01	2	125	251,337	30.09	8.01
3	212	279,608	35.04	12.07	3	194	279,706	35.05	12.07
4	257	328,779	41.08	19.03	4	239	329,212	41.10	19.05
5	291	369,084	48.06	26.03	5	272	368,918	48.05	26.03
6	231	406,833	51.03	28.08	6	217	406,804	51.02	28.08
7	92	435,512	54.08	32.03	7	89	435,465	54.07	32.03
8	35	471,071	56.01	32.11	8	34	471,285	56.00	32.10
9	11	523,391	58.06	36.10	9	11	523,391	58.06	36.10

教育職給料表(1)				
級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数
計	人 50	円 379,006	歳月 42.01	年月 18.01
1	—	—	—	—
2	48	375,821	41.07	17.07
3	1	*	*	*
4	1	*	*	*

教育職給料表(2)				
級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数
計	人 31	円 380,971	歳月 42.08	年月 13.11
1	—	—	—	—
2	11	352,364	40.02	8.10
3	20	396,705	44.01	16.08

教育職給料表(3)				
級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数
計	人 36	円 376,648	歳月 43.10	年月 21.11
1	—	—	—	—
2	24	357,418	39.03	17.04
3	12	415,108	53.01	31.01

消防職給料表				
級	職員数	平均給料 料月額額	平均年齢 年	平均経 験年数
計	人 383	円 352,699	歳月 40.02	年月 19.02
1	40	249,215	23.10	3.08
2	28	272,693	27.01	6.01
3	35	286,040	29.07	8.02
4	47	319,770	36.02	14.08
5	102	366,484	41.08	20.09
6	89	407,066	48.11	27.08
7	29	439,862	55.01	34.05
8	7	450,771	55.02	35.00
9	5	477,500	58.07	39.04
10	1	*	*	*

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている(以下本表において同じ。)

医 療 職 給 料 表				
級	職員数	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
計	人 4	円 503,168	歳 月 54.09	年 月 25.11
1	1	*	*	*
2	2	*	*	*
3	—	—	—	—
4	1	*	*	*

福 祉 保 健 職 給 料 表				
級	職員数	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
計	人 293	円 318,089	歳 月 39.10	年 月 17.07
1	49	235,745	26.04	5.00
2	57	280,095	33.05	11.08
3	105	321,414	40.07	17.11
4	49	377,016	49.11	27.03
5	33	407,903	53.02	30.11

(参考)

再 任 用 職 員 給 料 表	
級	職員数
計	人 153
1	35
2	9
3	62
4	13
5	33
6	1
7	—
8	—
9	—

行 政 職 給 料 表 (定年前再任用短時間勤務職員)	
級	職員数
計	人 3
1	—
2	—
3	1
4	—
5	2
6	—
7	—
8	—
9	—

(注) 再任用職員数は短時間勤務職員も含む。

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	
号給	職員数
計	人 —
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—

第3表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数			
		うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である子 を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	314 人	118 人	167 人	29 人
2 人	365	145	361	6
3 人	278	219	277	3
4 人	67	61	67	2
5 人	9	9	9	1
6 人	1	1	1	—
計	1,034	553	882	41

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,893円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第4表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	人 1,995
交通機関等のみを利用する者	260
交通用具のみを使用する者	1,630
交通機関等と交通用具を 併用する者	105
交通機関等の利用者 1人当たり平均手当月額	円 14,492
交通用具の使用者 1人当たり平均手当月額	円 4,395

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、本市の職員の給与等を検討するため、令和7年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、特別区人事委員会、和歌山県人事委員会、大阪府人事委員会、兵庫県人事委員会

(3) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 117事業所

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から59事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第5表（23頁）のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係257人（一般行政職に相当する調査実人員219人）、初任給関係以外の調査職種3,513人（一般行政職に相当する調査実人員3,008人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,973人であり、うち、一般行政職に相当するものは8,743人である。）。

④ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第5表 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	規模計	事 業 所 規 模					企 業 規 模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 49	事業所 5	事業所 3	事業所 5	事業所 14	事業所 22	事業所 17	事業所 21	事業所 11
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利採取業、建設業	5	—	1	—	2	2	1	2	2
製 造 業	16	4	2	—	5	5	4	9	3
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	12	—	—	2	2	8	4	4	4
卸 売 業、小 売 業	2	1	—	—	—	1	1	1	—
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	3	—	—	—	2	1	2	1	—
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、 サ ー ビ ス 業	11	—	—	3	3	5	5	4	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が10事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第6表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	46.5 %
支給しない	53.5 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(第7～第13表において同じ。)

第7表 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(7.5)	(74.6)	(4.3)	(13.6)	0.0

(注) 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第8表 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
59.4	(37.9)	(32.3)	(0.0)	(29.8)	40.6

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第9表 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月 額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
0.0%	0.0%	0.0%	47.3%	0.0%	52.7%	0.0%	0.0%
月 額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
0.0%	0.0%						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
58.8	41.2	52.1	47.9	51.9	48.1

第11表 民間における定年の取扱い

定年制あり	定年制なし	
	60歳	61歳以上
%	%	%
100.0	60.1	39.9
		0.0

(注) 職種、役職により異なる定年年齢を定めている場合は、最も多くの従業員に適用されている定年年齢としている。

第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課長級	73.7 %	48.9 %	26.3 %
非管理職	60.3 %	40.2 %	39.7 %

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第13表において同じ。)
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第13表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
77.5 %	72.8 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第14表 職種別、学歴別、規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	円 248,557	円 253,898	円 217,275	円 ※224,868
	短 大 卒	213,624	212,293	※216,308	※225,000
	高 校 卒	199,503	199,683	※198,295	※185,357
新 卒 事 務 員	大 学 卒	239,551	244,183	211,100	※192,170
	短 大 卒	※210,294	※215,000	※200,000	—
	高 校 卒	196,050	197,258	※182,500	※172,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	261,315	267,889	※225,225	※246,667
	短 大 卒	215,503	※210,700	※224,765	※225,000
	高 校 卒	202,023	201,627	※204,038	※187,500

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大卒者の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第15表 職種別、学歴別民間給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 5	歳 51.5	円 752,104	円 51	円 752,053
	大 学 卒	4	50.5	705,942	0	705,942
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	工 場 長	2	57.2	986,702	0	986,702
	大 学 卒	2	57.2	986,702	0	986,702
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	91	53.7	618,855	217	618,638
	大 学 卒	68	53.2	628,849	288	628,561
	短 大 卒	5	55.2	518,250	0	518,250
	高 校 卒	18	55.6	612,016	8	612,008
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 部 長	82	55.1	711,916	1,277	710,639
	大 学 卒	59	54.9	737,060	1,674	735,386
	短 大 卒	8	54.8	661,953	777	661,176
	高 校 卒	15	56.2	641,049	0	641,049
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 部 次 長	41	54.2	548,165	153	548,012
	大 学 卒	24	53.3	576,904	26	576,878
	短 大 卒	6	52.9	507,539	931	506,608
	高 校 卒	11	56.8	510,031	0	510,031
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	25	52.2	595,995	36	595,959
	大 学 卒	18	53.1	640,367	51	640,316
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	6	49.7	465,531	0	465,531
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 課 長	182	50.6	528,232	4,278	523,954
	大 学 卒	128	49.4	546,879	2,462	544,417
	短 大 卒	18	54.2	465,199	6,902	458,297
	高 校 卒	36	52.9	498,234	9,100	489,134
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 課 長	181	51.0	633,063	3,941	629,122
	大 学 卒	120	49.9	649,547	4,282	645,265
	短 大 卒	28	51.5	630,815	5,594	625,221
	高 校 卒	33	54.4	574,572	1,316	573,256
	中 学 卒	—	—	—	—	—

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている(以下本表において同じ)。

備	考
	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
同	上
{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
同	上
{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
同	上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
		人	歳	円	円	円
事	事務課長代理	82	47.3	459,802	24,770	435,032
	大 学 卒	59	46.6	462,870	21,060	441,810
	短 大 卒	12	48.1	414,505	31,988	382,517
	高 校 卒	11	50.5	495,493	35,664	459,829
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	技術課長代理	61	48.9	578,626	71,564	507,062
	大 学 卒	34	46.6	580,661	55,850	524,811
	短 大 卒	11	50.8	515,084	101,586	413,498
	高 校 卒	16	52.3	614,505	84,232	530,273
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 係 長	150	46.9	520,237	59,882	460,355
	大 学 卒	88	44.4	513,363	64,943	448,420
	短 大 卒	14	47.7	398,405	45,914	352,491
	高 校 卒	48	51.3	564,438	54,413	510,025
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 係 長	195	48.8	598,226	47,002	551,224
	大 学 卒	100	45.3	606,947	42,050	564,897
	短 大 卒	24	48.1	543,233	46,653	496,580
	高 校 卒	70	55.4	596,494	54,968	541,526
	中 学 卒	1	*	*	*	*
術	事 務 主 任	172	44.3	394,592	39,880	354,712
	大 学 卒	69	40.3	370,697	32,293	338,404
	短 大 卒	19	44.5	476,756	73,109	403,647
	高 校 卒	84	47.6	401,416	40,919	360,497
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 主 任	211	48.5	576,976	93,322	483,654
	大 学 卒	58	41.0	527,250	108,201	419,049
	短 大 卒	40	48.5	566,591	112,510	454,081
	高 校 卒	112	51.7	602,335	80,322	522,013
	中 学 卒	1	*	*	*	*
係	事 務 係 員	684	37.5	347,325	38,282	309,043
	大 学 卒	422	34.7	347,269	40,298	306,971
	短 大 卒	93	40.1	328,340	30,401	297,939
	高 校 卒	169	44.3	357,411	36,585	320,826
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技 術 係 員	544	40.3	447,267	72,592	374,675
	大 学 卒	227	41.6	469,197	59,332	409,865
	短 大 卒	95	35.7	435,347	90,040	345,307
	高 校 卒	221	41.3	435,948	75,001	360,947
	中 学 卒	1	*	*	*	*
種						

備	考
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	
同	上
係の長及び係長級専門職	
同	上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
同	上

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	行 政 職 9 級
	大 学 卒	4	51.8	818,292	63	818,229	
	短 大 卒	3	50.5	781,013	0	781,013	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	同 上
	工 場 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	2	57.2	986,702	—	986,702	
	短 大 卒	2	57.2	986,702	—	986,702	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	55	54.3	681,793	377	681,416	
	大 学 卒	40	53.8	690,093	514	689,579	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	同 上
	高 校 卒	15	55.5	659,532	10	659,522	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	56	55.0	763,438	1,964	761,474	同 上
	大 学 卒	43	54.7	771,778	2,379	769,399	
	短 大 卒	5	53.7	719,132	1,376	717,756	
	高 校 卒	8	57.2	744,210	0	744,210	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	16	54.5	693,057	44	693,013	
	大 学 卒	12	54.5	707,552	59	707,493	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	同 上
	高 校 卒	3	54.5	655,731	0	655,731	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	9	51.3	687,626	116	687,510	同 上
	大 学 卒	7	51.8	704,169	148	704,021	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	7 級、8 級
	事 務 課 長	103	50.1	603,948	5,276	598,672	
	大 学 卒	81	49.6	610,404	2,157	608,247	
	短 大 卒	2	53.0	708,233	0	708,233	
	高 校 卒	20	51.9	568,859	17,989	550,870	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	126	50.5	675,571	4,781	670,790	
	大 学 卒	82	48.9	698,402	5,231	693,171	
	短 大 卒	22	51.2	640,658	6,192	634,466	
	高 校 卒	22	56.0	625,339	1,703	623,636	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 52	歳 46.0	円 515,140	円 38,337	円 476,803	行 政 職 5 級、6 級
	大 学 卒	40	45.3	517,235	34,114	483,121	
	短 大 卒	5	45.9	419,846	37,806	382,040	
	高 校 卒	7	49.8	568,339	61,849	506,490	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	47	48.2	614,316	85,620	528,696	同 上
	大 学 卒	29	46.7	598,994	61,072	537,922	
	短 大 卒	7	50.4	553,349	141,114	412,235	
	高 校 卒	11	50.7	686,672	114,035	572,637	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 長	109	46.7	561,464	65,300	496,164	3 級、4 級
	大 学 卒	64	44.1	545,108	73,042	472,066	
	短 大 卒	6	41.9	427,767	37,059	390,708	
	高 校 卒	39	51.5	604,325	56,126	548,199	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 長	140	49.3	620,896	42,208	578,688	同 上
	大 学 卒	81	45.5	623,126	38,750	584,376	
	短 大 卒	14	50.7	570,085	34,151	535,934	
	高 校 卒	44	56.9	627,765	49,868	577,897	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 主 任	139	44.1	400,299	40,439	359,860	2 級 (一部は 3 級、4 級)
	大 学 卒	53	39.8	369,186	31,704	337,482	
	短 大 卒	16	44.2	503,905	76,914	426,991	
	高 校 卒	70	47.5	409,200	41,842	367,358	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	168	48.8	604,968	97,480	507,488	同 上
	大 学 卒	50	41.6	549,092	115,306	433,786	
	短 大 卒	34	48.8	590,866	119,076	471,790	
	高 校 卒	84	52.0	634,948	81,792	553,156	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	420	37.2	363,824	45,152	318,672	1 級
	大 学 卒	261	33.9	362,218	47,783	314,435	
	短 大 卒	52	41.5	349,721	36,816	312,905	
	高 校 卒	107	44.3	374,699	41,588	333,111	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 員	454	40.7	451,817	72,792	379,025	同 上
	大 学 卒	176	42.6	477,267	57,307	419,960	
	短 大 卒	76	35.9	440,666	91,384	349,282	
	高 校 卒	202	41.5	438,407	75,786	362,621	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	工 場 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 長	36	53.1	533,904	0	533,904	
	大 学 卒	28	52.3	550,733	0	550,733	
	短 大 卒	5	55.2	518,250	0	518,250	
	高 校 卒	3	55.9	408,714	0	408,714	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 部 長	26	55.3	616,151	0	616,151	
	大 学 卒	16	55.3	654,522	0	654,522	
	短 大 卒	3	56.2	587,732	0	587,732	
	高 校 卒	7	55.1	543,005	0	543,005	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	25	54.1	474,632	208	474,424	
	大 学 卒	12	52.4	474,519	0	474,519	
	短 大 卒	5	52.7	487,235	1,085	486,150	
	高 校 卒	8	57.5	467,276	0	467,276	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 部 次 長	16	52.6	554,309	0	554,309	
	大 学 卒	11	53.8	607,225	0	607,225	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	5	50.2	439,614	0	439,614	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	5 級、6 級
	事 務 課 長	79	51.2	449,710	3,242	446,468	
	大 学 卒	47	49.2	460,463	2,876	457,587	
	短 大 卒	16	54.3	441,785	7,567	434,218	
	高 校 卒	16	53.8	425,931	0	425,931	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	55	52.2	531,511	1,935	529,576	
	大 学 卒	38	52.3	541,501	2,184	539,317	
	短 大 卒	6	53.0	589,052	3,054	585,998	
	高 校 卒	11	51.3	467,800	502	467,298	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 30	歳 49.1	円 387,315	円 6,999	円 380,316	行 政 職 4 級
	大 学 卒	19	48.5	376,247	258	375,989	
	短 大 卒	7	49.2	411,699	28,931	382,768	
	高 校 卒	4	51.5	396,275	0	396,275	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	14	51.2	450,648	21,161	429,487	同 上
	大 学 卒	5	45.7	465,405	23,018	442,387	
	短 大 卒	4	51.6	446,320	30,553	415,767	
	高 校 卒	5	56.2	440,079	12,197	427,882	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 長	41	47.6	406,751	44,967	361,784	3 級
	大 学 卒	24	45.2	423,753	42,080	381,673	
	短 大 卒	8	51.2	380,417	51,338	329,079	
	高 校 卒	9	50.4	386,267	46,763	339,504	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 長	55	45.9	456,951	76,879	380,072	同 上
	大 学 卒	19	43.5	434,580	77,209	357,371	
	短 大 卒	10	41.5	474,753	78,538	396,215	
	高 校 卒	26	49.6	467,823	75,954	391,869	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 主 任	33	45.5	362,620	36,745	325,875	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	16	42.7	377,725	35,031	342,694	
	短 大 卒	3	46.2	351,866	55,606	296,260	
	高 校 卒	14	48.6	347,475	34,521	312,954	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	43	46.6	397,310	66,633	330,677	同 上
	大 学 卒	8	36.1	357,063	52,840	304,223	
	短 大 卒	6	45.7	357,813	56,036	301,777	
	高 校 卒	28	50.2	417,563	71,994	345,569	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 係 員	264	38.1	312,272	23,685	288,587	1 級
	大 学 卒	161	36.2	315,040	24,161	290,879	
	短 大 卒	41	38.0	294,580	20,271	274,309	
	高 校 卒	62	44.1	315,861	24,560	291,301	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 員	90	33.4	376,449	69,477	306,972	同 上
	大 学 卒	51	32.2	396,088	77,676	318,412	
	短 大 卒	19	33.1	360,105	71,032	289,073	
	高 校 卒	19	37.0	343,881	45,615	298,266	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	大 学 卒	—	—	—	—	—
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	工 場 長	—	—	—	—	—
	大 学 卒	—	—	—	—	—
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	7	55.1	528,642	2,715	525,927
	大 学 卒	5	57.1	486,130	494	485,636
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	2	50.0	634,922	8,269	626,653
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 部 長	3	56.5	628,447	0	628,447
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	1	*	*	*	*
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	4	56.8	505,985	455	505,530
	大 学 卒	3	55.8	495,813	607	495,206
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	5	53.1	539,506	66,366	473,140
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	3	52.5	509,936	36,473	473,463
	中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	18	52.1	457,222	9,146	448,076
	大 学 卒	13	51.3	453,126	3,953	449,173
	短 大 卒	3	54.5	467,936	22,700	445,236
	高 校 卒	2	53.5	467,773	22,567	445,206
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 課 長	11	50.6	520,017	53,803	466,214
	大 学 卒	4	54.8	455,568	1,583	453,985
	短 大 卒	4	48.5	575,860	95,510	480,350
	高 校 卒	3	47.8	531,491	67,821	463,670
	中 学 卒	—	—	—	—	—

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 20	歳 52.0	円 426,860	円 9,891	円 416,969
	大 学 卒	16	51.7	428,431	9,190	419,241
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	3	52.5	419,940	14,964	404,976
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技術課長代理	17	49.2	516,809	68,247	448,562
	大 学 卒	9	49.7	513,032	62,586	450,446
	短 大 卒	4	47.0	495,506	52,413	443,093
	高 校 卒	4	50.3	546,612	96,816	449,796
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 係 長	21	44.5	431,832	48,063	383,769
	大 学 卒	15	43.1	450,232	50,639	399,593
	短 大 卒	3	48.5	389,694	29,137	360,557
	高 校 卒	3	47.5	381,974	54,107	327,867
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 係 長	18	47.1	543,248	80,386	462,862
	大 学 卒	4	47.3	435,600	50,700	384,900
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	14	47.0	574,005	88,868	485,137
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 主 任	18	44.7	326,212	30,406	295,806
	大 学 卒	7	38.5	315,206	35,989	279,217
	短 大 卒	4	45.5	327,489	32,687	294,802
	高 校 卒	7	50.4	336,489	23,520	312,969
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 主 任	12	43.4	457,094	67,582	389,512
	大 学 卒	5	41.7	470,260	68,840	401,420
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	6	44.5	450,593	69,253	381,340
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	事 務 係 員	79	37.8	300,164	28,251	271,913
	大 学 卒	48	33.8	315,682	33,765	281,917
	短 大 卒	13	45.3	269,001	14,657	254,344
	高 校 卒	18	43.0	281,290	23,363	257,927
	中 学 卒	—	—	—	—	—
	技 術 係 員	67	30.9	328,653	39,611	289,042
	大 学 卒	8	37.0	377,147	51,896	325,251
	短 大 卒	5	34.1	332,642	34,238	298,404
	高 校 卒	54	29.7	320,979	38,233	282,746
	中 学 卒	—	—	—	—	—

その2 その他の職種
企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
技能・ 労働関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守衛員	2	50.0	249,896	9,646	240,250
	用務員	19	46.6	520,909	145,435	375,474
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	—	—	—	—	—
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	運 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 学 助 教	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	3	55.8	657,800	0	657,800
	高 等 学 校 教 諭	24	45.5	505,300	417	504,883
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	54.8	911,257	0	911,257
	研 究 部 (課) 長	27	50.8	673,479	822	672,657
	研 究 室 (係) 長	26	50.9	645,470	13,669	631,801
	主 任 研 究 員	42	43.8	601,903	109,218	492,685
	研 究 員	71	31.7	432,675	81,287	351,388
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	69.0	1,124,296	209,487	914,809
	副 院 長	1	*	*	*	*
	医 科 長	3	56.2	1,262,849	172,396	1,090,453
	医 師	11	48.7	856,290	124,999	731,291
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	3	47.8	461,519	22,012	439,507
	薬 剤 師	8	44.3	389,664	11,833	377,831
	診 療 放 射 線 技 師	10	52.4	424,519	47,914	376,605
	臨 床 検 査 技 師	9	44.1	299,493	7,576	291,917
	栄 養 士	8	40.4	295,339	8,513	286,826
	理 学 療 法 士	51	35.5	328,479	18,090	310,389
	作 業 療 法 士	31	34.0	312,782	13,321	299,461
	総 看 護 師	2	46.5	508,855	—	508,855
	看 護 師	12	50.5	458,410	7,113	451,297
	看 護 師	79	39.2	382,065	33,677	348,388
	准 看 護 師	15	53.2	411,707	41,869	369,838

備	考
	電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	

3 生計費関係

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費（和歌山市）

（令和7年4月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	30,565	41,286	52,806	64,318	75,838
住 居 関 係 費	51,523	66,886	55,819	44,757	33,689
被 服 ・ 履 物 費	5,462	3,930	6,259	8,589	10,917
雑 費 I	18,127	26,566	36,997	47,417	57,848
雑 費 II	5,248	8,544	11,178	13,815	16,449
計	110,925	147,212	163,059	178,896	194,741

（注）1 2～5人世帯については、総務省の「家計調査」（勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

4 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行った。

それらの内容の概要は、次のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ⇒ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置